

令和7年5月19日(月)より事前申請を受け付けます！！

★5月7日(水)より事前申請書配布開始★

令和7年度筑前町住宅リフォーム補助金交付事業について

筑前町では、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化及び移住促進を図るため、住宅のリフォームを行う方に対して費用の一部を補助金として交付します。

◆補助対象者（町内居住者又は町内居住予定者であり、以下のすべての条件に該当する方）

- ① 自己又は親族（3親等以内に限り）が所有する住宅の改修工事を行う者であること
- ② 補助対象者世帯全員が町税を滞納していないこと
- ③ 補助対象者世帯全員が暴力団員でないこと

※令和5・6年度に同補助金の交付を受けた方は対象外となります。

◆補助対象住宅（以下いずれかに該当する住宅）

- ① 個人住宅については、自己又は親族が所有し、かつ、当該自己又は親族が居住の用に供する住宅
- ② 併用住宅については、自己又は親族が所有し、かつ、当該自己又は親族が居住の用に供する部分のみ
- ③ 集合住宅については、自己又は親族が所有し、かつ、当該自己又は親族が居住の用に供する部分のみ
- ④ 上記に関わらず、賃貸住宅については、対象としない

◆補助対象工事（以下のすべての条件に該当する工事）

- ① 建築関連法令及び住宅に関するその他の法令に適合する工事であること
- ② 町内の施工事業者（個人事業者でも可）に請け負わせる工事であること
- ③ 補助対象となる工事が30万円以上の工事であること
- ④ 令和8年2月末日までに完了する工事であり、工事完了後速やかに完了実績報告できるものであること
- ⑤ 要綱に定める基準及び期限を厳守して行われる工事であること
- ⑥ 以上の規定に関わらず、申請手続前に契約・着工した場合は、補助対象としないものとする

※ 対象となるリフォーム工事の内容については、お問合せください

◆補助額

補助対象工事の10%（千円未満は切り捨て）を交付するものとし、10万円を上限とする

◆申請に必要なもの

- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| ① 交付申請書（様式第1号） | ② 住宅の所有者がわかる書類 | ③ 住民票 |
| ④ 見積書（工事の内訳が分かるもの） | ⑤ 滞納のない証明（世帯全員分） | ⑥ その他町長が必要と認める書類 |

◆実績報告に必要なもの

- | | | |
|------------------|-------------------------|----------|
| ① 完了実績報告書（様式第8号） | ② 工事写真（施工前・施工後が確認できるもの） | ③ 契約書の写し |
| ④ 工事代金の請求書の写し | ⑤ その他町長が必要と認める書類 | |

◆注意事項

- ① 交付申請を行う前に、必ず事前申請を行ってください
- ② 工事の契約は交付決定通知後に行ってください
- ③ 工事に変更が生じた場合は、速やかにご相談ください
- ④ 令和8年2月末日までに、完了実績報告書を提出していただく必要があります
- ⑤ 補助金はすべての手続きが終了した後、振込みます
- ⑥ 居住予定者は年度内にリフォーム住宅地へ住民登録をしていただくことが条件となります
- ⑦ この事業は申請額が予算に達しだい終了させていただきます

◆問い合わせ先

都市計画課 住宅政策係 ☎ 0946（42）6642（直通）

令和7年5月19日(月)より事前申請を受け付けます！！

★5月7日(水)より事前申請書配布開始★

◆リフォーム補助金交付申請の流れ

